

平成25年度 巡回年金相談所の開設について

- ★相談は電話予約による完全予約制を実施しておりますので、相談希望日の1ヶ月前から下記の電話番号で予約申し込みをお願いします。
- ★予約を受付する際には、相談者氏名・基礎年金番号・電話番号・相談内容等について確認をさせていただきます。
- ★相談当日は、年金手帳・年金証書（受給されている方）等をご持参のうえ、時間内にお越しください。（代理の方は、本人の署名・捺印のある委任状が必要です。）

相談日

※予約時間の5分前までにお越しください。

※予約後、ご都合により来所できなくなった場合は、事前にご連絡をお願いします。

相談場所	受付時間	25年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	26年 1月	2月	3月
牟岐町高齢者 交流施設民の家	午前10時～ 午後3時	4日	—	6日	—	1日	—	3日	—	5日	—	6日	—
阿南市商工業 振興センター	午前9時半～ 午後3時半	—	9日	—	4日	—	5日	—	7日	—	9日	—	6日

予約申し込み電話番号 徳島青年金事務所 お客様相談室 088-652-1511

4月から国民年金の納付は、便利で安心な 口座振替による前納制度はいかがですか？

4月から口座振替による保険料納付をご希望の場合は2月末までにお申込をお願いします。

国民年金保険料の納入に口座振替を利用されますと、預(貯)金口座から自動的に保険料を納めることができますので、納めに行く手間と時間が省け、納め忘れの心配がなくなります。

また、早割（当月末振替）、6カ月、1年前納の場合は保険料が割引になります。

口座振替の優遇について

- (1) 通常納入(翌月末振替) ————— 割引なし
- (2) 早割(当月末振替) ————— 1か月 50円の割引※
- (3) 6か月前納 ————— 6か月 1,020円の割引※
(4月～9月分までを4月末に振替 10月～翌年3月分までを10月末に振替)
- (4) 1年前納 ————— 1年 3,770円の割引※
(4月～翌年3月分までを4月末に振替)

※上記金額は、平成24年度の場合です。

手続きについて

- お申し込み先：年金事務所、口座をお持ちの金融機関
- ご持参いただくもの：年金手帳等（基礎年金番号が確認できるもの）、預金通帳、金融機関屋出印
※現在、口座振替による前納されている方で引き続き同様の前納を希望される方は、再度お申込の必要はありません。

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書について

年の途中から国民年金に加入された場合など、平成24年10月1日から12月31日までの間に、はじめて保険料の納付をされた方については、2月上旬に控除証明書を発送することとしています。

また、平成24年11月に発送しました控除証明書の証明欄にある納付済額や見込額以上に保険料を納付されたときは、「11月に発送しました控除証明書」と、「追加で納付していただいた保険料の領収証書」を申告書に添付してください。

確定申告（住所地を管轄する税務署で受付）の際に必要となりますので大切に保管して下さい。

なお、お問い合わせ等は、控除証明書専用ダイヤルまたは年金事務所までお願いします。

控除証明書専用ダイヤル

（平成24年11月1日～平成25年3月15日、平日8:30～17:15）

TEL0570-070-117

※一般電話・公衆電話から、市内通話料金でご利用いただけます。

※IP電話等の方はTEL03-6700-1130へおかけください。